

議 第 三 号

栃木県議会議規則の一部改正について

右の議案を別紙のとおり、地方自治法第百十二条及び栃木県議会議規則第十五条第一項の規定により提出します。
平成二十年九月十八日

提出者 栃木県議会議員

同	同	同	同	神谷幸伸
津久井	保母	一木	岩崎	
富雄	欽一郎	弘司		

栃木県議会議長 石坂真一様

同 同 同 同 同 同

木野増早高山

村村渕川橋口

好壽三尚修恒
津

文彦男秀司夫

栃木県議会規則第 号

栃木県議会議規則の一部を改正する規則

栃木県議会議規則（昭和三十七年栃木県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

第百十八条第一項中「第百条第十二項」を「第百条第十三項」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。